

第 514 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 9 日（月）午後 3 時 00 分～午後 3 時 45 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出席状況：【出席 14 名】

公益代表委員 井花委員、岡崎委員、佐藤委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、玉川委員、中澤委員、山田委員、杉田委員【欠】
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、
川口室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

- (1) 令和 6 年度福井県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) その他

5 議事内容

○岡崎会長

本日は、お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。
ただいまから、第 514 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
本日、傍聴人が 2 名おりますことを報告します。
議事に入る前に、福井労働局長から御挨拶をお願いします。

○石川労働局長

委員の皆様方におかれては、大変お忙しい中、大変暑い中、審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、専門部会委員の皆様方におかれては、福井県最低賃金の改正決定につきまして、これまで 6 回にわたり丁寧な御審議を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年度は、物価上昇が継続している中、目安が過去最高の引上げ額となるなど、大変難しい審議だったものと推察いたします。

本日は、これまでの専門部会の審議結果を踏まえた採決をお願いすることとなります。それぞれのお立場において、様々な御意見がある中で、大変難しい御判断を頂くこととなりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岡崎会長

ありがとうございました。

それでは、定足数の確認をさせていただきます。事務局お願いします

○川口室長補佐

本日の審議会には、労働者代表の杉田委員が所用により欠席される旨の連絡をいただいております。現時点では15名の委員のうち14名の方が出席されております。よって、委員総数の3分の2以上、各側委員の3分の1以上の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

○岡崎会長

それでは、議題（1）の「令和6年度福井県最低賃金の改正決定について」に入ります。

これにつきましては、専門部会を設けて、本日まで断続的に審議をしていただいておりますので、その審議の経過及び結果について、井花部会長から報告をお願いいたします。

○井花専門部会長

専門部会長の井花です。

専門部会では、7月30日の第1回から本日まで、6回にわたり審議を重ねてきました。

その経過を報告するにあたり、「公益委員見解」を作成しましたので、これを御確認いただきたいと思います。

では、事務局から読み上げをお願いします。

○木村賃金室長

はい。お手元に、最低賃金の改正決定に関する報告書、令和6年度福井県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解を配付しました。それでは報告書から、読み上げさせていただきます。

福井県最低賃金専門部会 井花部会長から、福井地方最低賃金審議会 岡崎会長あて、福井県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行ったところ、令和4年10月2日発効の福井県最低賃金（時間額888円）は令和4年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記の御覧のとおりです。

別紙1です。

福井県最低賃金

- 1 適用する地域、福井県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間 984円
- 5 この最低賃金において算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日、法定どおり

別紙2です。

福井県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 福井県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 888 円
- (3) 発効日 令和4年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和4年度
- (3) 生活保護水準

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額（93,833円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると福井県最低賃金が下回っていることは認められなかった。

（注）1か月換算額

$888 \text{ 円 (福井県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 124,548 \text{ 円}$

次に、公益見解資料を御覧ください。

1 令和6年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。

福井県最低賃金 時間額 931 円を 53 円（5.7%）引上げ、時間額 984 円とする。

2 改正額の検討

（1）改正額検討のポイント

福井県最低賃金専門部会は、本年度の改正審議に当たって、最低賃金法第9条第2項の3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力）のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねて行くことが重要であり、中央最低賃金審議会から示された目安（Bランク 50 円）は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、当審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態、特に小規模事業者に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、地域からの要請事項である最低賃金の地域間格差の是正についても、昨年度に引き続き検討を行った。

ア 令和5年度改正

昨年度の福井県最低賃金の引上げ額は 43 円で、引上げ率（4.84%）は、目安Bランク（28道府県）の中では4番目に高かった【第512回第1-87頁】。

昨年6月に福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）によれば、改正後に最低賃金を下回ることとなる労働者割合（影響率）は18.0%であったが、本年度改正審議で明らかになった昨年の目安Bランク全体の影響率は20.5%であり【第512回第1-205頁】、ランク内では21番目【第512回第1-189頁】であった。

本年6月に実施した基礎調査によれば、最低賃金額（時間額931円）を下回っている労働者割合（未満率）は1.2%であり、これまでの福井県最低賃金の未満率の推移に大きな変化は認められなかった。

イ 賃金

賃金に関する各種統計資料を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合福井の集計結果で、全体では5.10%（前年実績3.61%）、中小では100～299人規模3.83%（同2.83%）、100人未満規模3.48%（同2.95%）となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている【第511回-185頁】。

福井県経営者協会による賃金改定調査結果（中間報告）では、全体では3.72%（前年3.23%）、業種別では製造業4.20%（同3.34%）、非製造業3.31%（同3.14%）、となっている【第511回-140頁】。

以上、総じて規模・業種にかかわらず、昨年を上回る賃金引上げの状況が見られるが、人材確保と労働者のモチベーションアップのために賃上げをした、いわゆる「防衛的賃上げ」であることは労使共通した認識である。

連合本部の2024春季生活闘争第6回回答集計では、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で62.7円、率5.74%（昨年5.01%）となっている【第512回第1-49頁】。

賃金上昇率は、本年6月に厚生労働省が実施した賃金改定状況調査では、第4表①②のBランクにおいて2.4%（前年2.0%）となり、ランク計2.3%は、平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている【第512回第1-194、195頁】。

なお、この第4表は、金額審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

また、令和5年のパートタイム労働者の1求人あたりの福井県募集金額下限額は平均1,021円（前年984円）で推移し【第512回第1-76頁】、賃金構造基本統計調査によれば新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和5年）は186.0千円（試算時給1,114円相当）で推移しており、最低賃金よりも高い水準にある【第510回-55頁】。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるところ、使用者代表委員からの現状報告により中小企業・小規模事業者の現況を把握しながら、次に示す各種統計資料を基に議論を行った。

令和5年の国内企業物価指数は、前年比4.2%上昇となっており【第512回第1-39頁】、福井市消費者物価の前年比3.1%上昇を上回っている【第510回-13頁】。

主に規模10人以下の小規模事業者を調査対象とする福井商工会議所の特別調査（令和5年12月期）によれば、コスト上昇に対する価格転嫁の状況は、約8割の事業所で価格転嫁するも、価格転嫁率は30.7%にとどまっている【第511回-161頁】。

同じく特別調査（令和6年6月期）によれば、内的要因の経営課題として約4割の事業者が「受注・販売量不足」や「人材確保・育成」を挙げ、次いで約3割の事業者が「価格の適正化」を挙げている。外的要因の経営課題として約8割の事業者が「原材料・燃料価格高騰」を挙げている【第511回154～155頁】。

上記イ記載の賃金引上げ状況を勘案するに、企業規模により賃上げ原資の程度が異

なることに留意する必要がある。

本年6月に実施した福井県最低賃金基礎調査によれば、現行時間額 931 円から 53 円引き上げた場合の影響率は 22.0%であり【第 512 回第 3-8 頁】、昨年の全国の影響率 (21.6%) と比較して微増にとどまる【第 512 回第 1-54 頁】。

なお、地域差を勘案するに当たって、従業者 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3,000 万円以上を調査対象とする企業活動基本調査 (経済産業省) の 2022 年度 (令和 4 年度) 実績から、従業者一人当たり経常利益・従業者一人当たり付加価値額を試算すると、本県の全産業における従業者一人当たり経常利益 (200 万円) は北陸 3 県で最も高く、従業者一人当たり付加価値額 (767 万円) は富山県に次いで高くなっている【第 2 回専門-27 頁】。

エ 労働者の生計費

消費者物価指数 (福井市) は、昨年度の最低賃金が発効した令和 5 年 10 月～本年 5 月までの「持家の帰属家賃を除く総合」で対前年同期比 2.98% (単純平均) 上昇している【第 511 回-118 頁】。

加えて、消費者物価指数 (全国) は、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目について、令和 5 年 10 月～令和 6 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.4% で、前年同期の令和 4 年 10 月～令和 5 年 6 月までの平均 4.8% から引き続いて高い水準となっている【第 512 回第 1-420 頁】。

一方、毎月勤労統計地方調査結果 (福井県) では、実質賃金指数が令和 4 年 1 月以降 (令和 5 年 11 月を除き)、前年同月比がマイナス圏内 (本年 4 月分では▲2.1%) で推移している【第 511 回-34 頁】。

上記イ記載の賃金改定状況調査や基礎調査の上昇率と比べると、賃上げの状況は消費者物価の上昇に追い付いておらず、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

生活水準の維持・向上及び購買を維持する観点から、最低賃金を引き上げる必要性があることは、労使共通の認識である。

引上げ率は、物価上昇の水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

なお、令和 5 年消費者物価地域差指数における、10 大費目別消費者物価地域差指数の「総合」を都道府県別にみると、全国平均 100 とした場合、福井県は 99.1 で 18 番目、石川県は 99.4 で 14 番目、富山県は 98.8 で 23 番目となっており、その内訳である「食料」は、福井県は全国で 6 番目に高く、石川県、富山県は 8 番目である【第 511 回-131 頁】。

令和 5 年 4 月の世帯別人員数別標準生計費 (福井市) を用いた試算では、単身世帯の標準生計費に対する賃金時間単価は 1,009 円であり、昨年度の地域別最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると 1,027 円となる【第 511 回-139 頁】。

連合のリビングウェイジでは、県内での最低生活賃金は 17 万 6 千円で、時間単価 1,070 円を必要としている【第 511 回-192 頁】。

一方、全労連では、全国どこでも時給 1,500～1,600 円が必要との意見である【第 511 回-218 頁】。

オ 地域間格差

雇用保険の被保険者数及び総務省統計局の労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）によれば、令和5年において、被保険者数又は就業者数は目安Aランク6都府県全てで増加しているのに対し、最低賃金額が低い県では減少傾向が見て取れる【第512回第1-84, 85頁】。

連合は、住民基本台帳人口移動報告（移動率、2022）を基に作成した地域別最低賃金と若者の転入超過率を測ると、最低賃金が低い地域では転出が転入を上回る相関関係が現れていると指摘する【第511回-191頁】。

最低賃金の地域間格差の是正については、政府方針に配慮し、これまで当審議会においても議論をしてきたが、魅力ある企業を増やす・魅力ある地域づくりを行うことが第一であることは、労使共通の認識である。

当審議会においては、人口減少社会において若者や外国人材から選ばれる地域となることは、本県の持続的な経済の成長のために必要であると理解できることから、改めて地域間格差の是正の必要性を議論した。

なお、本年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用すると、以下のとおり。

- ・ 「地域間の金額差も依然大きく、220円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさを助長している」（連合福井）【第511回-183頁】
- ・ 「最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床になっている」（全労連東海北陸地協）【第511回-198頁】
- ・ 「最も高い東京都で1,113円であるのに対し、福井県は931円であり、182円の開きがある。福井県の最低賃金も上昇しているが、東京都等都市部の最低賃金も同様に上昇しているため、地域間格差は一向に縮まらない。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、福井等の地域経済の活性化には不可欠である」（福井弁護士会）【第512回第2-12~13頁】
- ・ 「中小企業に大きな影響を与える日本の地域別最低賃金は、現在、欧米豪の約半分、韓国より低くなっています。また、福井県の水準は、全国中位にありますが、近隣県の中で最も低い状況にあります。中央最低賃金審議会は25日、全国一律50円を目安額を答申しました。しかしながら、すでに拡大している地域間格差の縮小・是正のためには、本県含めB、Cランクの道府県はさらなる引上げが必要となります。これら地域の中小企業に対し、国は、価格転嫁やDX化の促進など、様々な施策を伴走型で、迅速に講じるようお願いします。福井地方最低賃金審議会には、地域間格差の是正に加え、国際競争の観点からも、若者、外国人から選ばれる県となるよう真摯な御議論をお願いします。」（福井県知事）【第512回第2-17頁】

（2）改正額

消費者物価指数が、昨年に引き続き高い水準で推移し、県内では長期にわたり実質賃金が目減りし、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法第1条に規定する「労働者の生活の安定」を図る主旨からも、この水準を勘案す

ることが適当である。

一方、春季賃金妥結状況等の賃上げ率が高い伸び率となっており、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者に波及させることは、最低賃金法第1条に規定する、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものである。

しかしながら、消費者物価指数の上昇率を加味した標準生計費を充足するには、最低賃金の大幅な引上げが必要となるところ、地域別最低賃金が全ての企業に例外なく罰則付きで適用されることや、小規模事業者の企業収益や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられ、引上げ額は県内の影響率を十分に考慮する必要がある。

また、地域間格差についても、魅力ある企業を増やす・魅力ある地域づくりを推し進め、人口減少社会において若者や外国人材の確保を図る上で、この是正・縮小を考慮する必要がある。

そこで、今年度の改正額は、最低賃金法第9条第2項に規定する3要素に、最低賃金の地域間格差の是正を検討に加え、これらを総合的に勘案し、上記1のとおりとする。

以上です。

○井花専門部会長

ただいま、読上げのありました公益委員見解に至るまでに、労使双方と協議を重ね、最低賃金法第9条第2項に定める地域別最低賃金を決定する上での3要素に加え、地域から寄せられた当審議会への要請事項も検討し、議論を尽くしました。

改正最低賃金額について、労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員調整により、この見解のとおりとする結論に達しました。

その結果、採決において、賛成が4人、反対が3人ということで、引上げ額を53円とし、最低賃金額984円とすることで、専門部会では結審しました。

私からは、以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

厳しい状況での御審議いただきましたことに感謝申し上げます。

ただいま説明があったとおり、専門部会で十分に審議をいただいているところではありますが、更に御意見があればお伺いしたいと存じます。労使各側いかがでございますでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

専門部会では、審議会として「付帯事項」を設ける方向で調整していただきましたので、本審議会での「採決」の前に、答申書に記載する付帯事項についても、確認しておきたいと思います。

では、事務局より、読み上げをお願いします。

○木村賃金室長

お手元には、資料左上に「答申文案付帯事項説明机上配付資料」をお配りさせていただきました。

1 頁目、最後の段落の「なお書き」のところから、付帯事項となりますので、御確認ください、読み上げます。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であることは労使共通の認識であり、福井県最低賃金の改正が、企業経営を取り巻く環境、とりわけ労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、関係機関が連携して、以下の事項を早急を実施するよう、政府及び福井労働局並びに福井県に強く要望する。

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等、業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を図ること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援を強化すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月)の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと
- ⑥ 急激な最低賃金の引上げは、地域経済を支える中小企業・小規模事業者に深刻な影響を与えることが懸念されることから、継続的な企業経営が実現出来るよう配慮すること

(福井労働局への要望)

- ① 福井県最低賃金の、的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう、関係機関と連携し、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること

(福井県への要望)

- ① 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、

省力化投資の補助金等による支援を強化すること

○岡崎会長

ただいまの付帯事項（案）に御意見はございませんでしょうか。
労側、使側、特に何かございませんでしょうか。

（意見、質疑のないことを確認）

○岡崎会長

特に、御意見はないようでございますので、付帯事項は以上のような形にさせていただきますと存じます。

採決に当たりましては、ただいま決定いたしました付帯事項の内容を踏まえて、採決していただきますように、よろしく願いをいたします。

それではこれより採決に入りたいと存じます。

この会議は原則公開となっておりますが、公開することにより率直な意見交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができるとされております。これらの理由により、本年度最初の審議会において採決については非公開とすることが決定されておりますので、これより非公開といたします。傍聴人及び報道関係の方は、採決を終了した時点で再度お呼びしますので、一旦退室をお願いいたします。

（傍聴人、報道関係者の退出）

○岡崎会長

それでは、採決にしたいと存じます。専門部会どおり改正決定をすることを提案したいと存じます。

それでは賛成の方、挙手をお願いいたします。

反対の方、挙手をお願いいたします、

事務局のほうで確認をお願いします。賛成 8 名、反対 5 名でよろしいですか。

それでは、採決の結果は賛成 8 名、反対 5 名、賛成多数により専門部会の報告どおりに決定いたします。

局長への答申文ができるまで暫時休憩をいたします。

なお、再開後は、公開審議といたします。それでは暫時休憩をお願いいたします。

（休憩）

（傍聴人、報道関係者の入室）

○岡崎会長

それでは、審議を公開し、再開します。採決の結果は賛成 8 名、反対 5 名で、賛成多数により専門部会報告通りに決定することになります。

では、事務局より、答申文の読上げをお願いいたします。

○木村賃金室長

はい。それでは写しでございますが、答申文をお配りさせていただきました。

福井地方最低賃金審議会、岡崎会長から石川労働局長あて。令和6年8月9日、福井県最低賃金の改正決定について答申文です。

当審議会は、令和6年7月4日付け福井労発基 0704 第1号をもって、貴職から諮問のあった福井県最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、公労使代表委員が、「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の支払能力」という3要素及び地域間格差の是正を踏まえて審議を行った。

福井の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同日閣議決定）、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解及び各種資料・最低賃金に関する実態調査等の結果を参考に、同部会において慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員調整により、別紙のとおりとする結論に達したため、ここに答申する。

今回の答申に際し、当審議会公益委員の見解は、別添のとおりである。

なお書きにつきましては、先ほど御説明のとおりです。

4頁を御覧ください。

別紙、福井県最低賃金を次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域、福井県の区域
- 2 適用する使用者、前項の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前項の使用者に使用される労働者
- 4 前項の労働者に係る最低賃金額、1時間984円
- 5 最低賃金において参入しないことを定める賃金の範囲、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日、法定どおり

次の別添につきましては、公益委員見解と同じでございます。

答申文は以上でございます。

○岡崎会長

ありがとうございました。ただいまの答申文により、答申をすることといたします。

○川口室長補佐

それでは、岡崎会長から答申を行います。岡崎会長、石川労働局長、会場中央にお願いいたします。

(岡崎会長から石川労働局長あてに答申文を手交)

○川口室長補佐

それでは石川労働局長から一言御礼申し上げます。

○石川労働局長

ただいま、福井県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきました。公労使各委員の皆様方には大変厳しい情勢の中、難しい御判断をいただいたものと認識しております。御尽力に深く感謝を申し上げます。

答申いただきました改正額につきましては発効に向けて、速やかに手続きを進めるとともに、改正後の最低賃金額の周知と履行確保につきまして、あらゆる機会を通じて、その徹底に万全を期してまいりたいと思います。

また、賃金の引上げ、また生産性向上のための業務改善助成金をはじめとした各種支援策の利活用につきましても、その周知徹底に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御支援、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、答申に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○岡崎会長

それでは、議題の2「その他」に移ります。特に予定している案件はございませんが、委員の皆様から、何かございますでしょうか、

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

特にないようでございますので、事務局より、今後の案内をお願いします。

○木村賃金室長

今ほど、御答申いただきました福井県最低賃金につきましては、本日より異議申出に関する公示を行います。公示期間は8月9日(金)から8月26日(月)までの15日間とし、当局ホームページへ掲載いたしますとともに、春山合同庁舎正面掲示板に掲示します。

このため、本審の日程でございますが、当初御案内しておりました8月21日(水)につきましては中止といたします。予備日として御案内しておりました8月27日午前10時～第515回の本審を開催させていただき、異議申出がなされた場合は異議審、特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会による審議を実施することとなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

以上で、本日の審議会は閉会とさせていただきます。

〈閉会〉